経済環境常任委員会報告資料①

熊本県地下水保全推進本部（地下水保全の取組）について

令和７年(2025 年)３月 14 日
環境政策課

１　目的

熊本の宝である地下水の確実な保全を図るため、庁内関係部局が一体となって、課題解決に向けた取組を迅速かつ強力に推進する。

２　推進本部の概要

○本部会議メンバー：知事（本部長）、両副知事、
知事部局関係各部（公室）長、
教育長、企業局長、県央・県北広域本部長

○幹事会メンバー　：環境局長（リーダー）、庁内関係所属長
※具体的取組について議論
※市町村等の関係者に出席を依頼することができる

３　第３回推進本部会議（令和７年(2025 年)２月 27 日開催）の概要

（報告事項１）令和６年度 会議の開催状況

・本部会議は、５月と 11 月に続き、３回目の開催
・幹事会を４回開催（関係市町村も出席）

（報告事項２）前回 本部会議開催 以降の取組状況等

【地下水量の保全】

（１）地下水位のリアルタイム確認体制
⇒すでにリアルタイム発信を開始済みの県内２箇所の観測井戸に加え、令和７年３月末までに、さらにもう１箇所で開始予定。
令和７年度は新たに４箇所で開始予定

（２）冬期湛水事業実績見込み
⇒(公財)くまもと地下水財団による冬期湛水地域が増加し、水循環型営農推進協議会でも冬期湛水事業を開始。令和７年度も継続予定

（３）新規工業用水道事業整備の推進（※その他報告⑥で説明予定）
⇒令和９年度給水開始を目標に整備中。令和７年度は浄水場や管路の詳細設計等を予定

（４）地下水位の将来予測
⇒大規模取水等による地下水位への影響シミュレーションを実施。今後、熊本地域の水収支を公表。それらを踏まえ、令和７年度は「熊本地域地下水保全総合管理計画」を策定予定

（５）阿蘇地域における地下水涵養の推進
⇒阿蘇地域の草原等が水源涵養に果たす役割に着目し、企業等の流域受益者が草原等を維持する活動を支援する仕組みの構築を目指す。令和７年度上期の草原の先行支援受付開始を目標に調整中

（６）営農のみに頼らない涵養対策の検討
⇒大津町の大久保調整池を活用した人工涵養について、事業化の判断に必要な調査を実施。令和７年度も調査を継続予定

（７）地下水取水量の削減のための再生水導入に向けた検討
⇒庁内プロジェクトチームにおいて、再生水の導入可能性を検討中。令和７年度も引き続き検討予定

（８）セミコンテクノパーク周辺の道路排水計画
⇒大津植木線多車線化及び合志ＩＣアクセス道路の整備に際し、路面に降った雨水を、可能な限り地下に浸透させる排水計画を検討中。令和７年度は排水施設の構造や配置を定め、整備を推進予定

【地下水質（河川含む）の保全】

（９）ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ調査（※その他報告②で説明予定）
⇒地下水・河川の環境調査と水道における水質検査のフォローアップを実施。令和７年度も環境調査等を継続するとともに、分析体制を強化する予定

(10) 硝酸性窒素対策
⇒熊本地域における第二期削減計画を令和７年３月に策定予定。令和７年度は、全市町村を対象とする県基本計画に基づき、更なる取組推進が必要な市町村向けのマニュアルを活用し、個別計画を策定する市町村を支援予定

(11) 法令等規制物質の調査結果の発信
⇒河川及び地下水の水質測定結果（速報値）の公表を開始。下水放流水の水質調査結果についても経年変化をグラフにより可視化し情報提供を開始。令和７年度は河川及び地下水の情報発信を強化予定

(12) 特定公共下水道整備の推進
⇒特定公共下水道による新たな下水処理場の整備に向け、令和６年度内に都市計画決定のうえ事業着手予定。令和７年度以降、処理場や管路の測量及び設計、用地取得、工事等を予定

(13) 規制外物質の環境モニタリング
⇒ＪＡＳＭ第１工場の本格稼働後の令和７年１月と２月にも採水し、稼働前後の変化を確認。調査結果は、３月末開催予定の専門家委員会の意見を添えて公表。令和７年度も定期的なモニタリングを継続予定

(14) 情報発信その他
⇒動画やパンフレット等を活用し各種情報発信を実施。令和７年度は地下水量・質の保全に関する新たなショート動画の制作を予定

有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）調査について

経済環境常任委員会報告資料②

令和7年（2025年）3月14日
環境保全課・循環社会推進課

1　環境（地下水及び河川）の調査

・関係機関が連携し、令和６年度までに「全市町村の地下水」「主要河川最下流の全環境基準点」を調査。**県の調査（熊本市以外の地域）でこれまで指針値（50ng/L）超過はなし。**
・**令和７年度の調査で、県の常時監視対象全ての定点（156地点）の環境調査を完了予定。**
（令和７年度計画案は環境審議会水保全部会（令和７年１月）で審議・了承済み）
・更に、**令和７年度は、新たな分析機器（自動前処理装置）の導入により分析体制を強化予定。**

令和６年度

県：	７３地点	（地下水60、河川13）
熊本市：	４５地点	（地下水39、河川 6）
国土交通省：	４地点	（　　河川 4）
合計：	１２２地点	（地下水99、河川23）

令和７年度（予定）

県：	７３地点	（地下水38、河川35）
熊本市：	４５地点	（地下水39、河川 6）
国土交通省：	１１地点	（　　河川11）
合計：	１２９地点	（地下水77、河川52）

2　水道における水質検査

令和６年度

・令和６年９月末時点で、水道事業者等及び専用水道設置者（計 313 事業者等）のうち 134 事業者等が検査を実施
・市町村等の公営水道事業者（44 事業者）について、令和６年12月末までの検査実績を確認。うち 35 事業者は検査完了済
・令和６年10月～令和７年３月までの実施状況についてフォローアップを実施

令和７年度（予定）

・県が実施する水道未普及地域の飲用井戸等の衛生検査の検査項目にPFOS・PFOAを追加（150 箇所）

・水質基準への格上げ（令和８年度）を念頭に、市町村等の水道事業における検査のフォローアップを実施

有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）調査について

3　目標値超過事案（令和6年11月以降）への対応状況

（1） 水道

今年度、国の通知に基づき、水道事業者等が水質検査を実施。

⇒宇城市の不知火東部地区簡易水道の水源及び給水栓で目標値（50ng/L）超過。
（令和７年１月判明）

・当該水源の使用を中止し、上天草・宇城水道企業団からの受水に切り替え。
給水栓水の検査を実施、目標値超過なし

・半径500m程度の範囲にある井戸の追加調査で目標値超過なし。

⇒原因究明に向けた取組を継続。

（2） 廃棄物最終処分場

①産業廃棄物最終処分場（19 施設）

県民のPFOS・PFOAへの関心が高いことから、県が実施する調査において、今年度は調査項目に追加。

⇒エコアくまもとなど３施設の監視井戸で指針値超過（令和６年11月～12月に判明）

・半径500m程度の範囲にある民間井戸の追加調査で目標値超過なし。

②一般廃棄物最終処分場（29 施設）

県から施設の管理者に対し調査を要請。

⇒松山最終処分場（宇城広域連合管理・宇土市所在）の監視井戸で指針値超過。（令和７年１月判明）

・半径500m程度の範囲にある民間井戸の追加調査で、一部の井戸でも目標値超過を確認。

・更に範囲を拡大した計３回の追加調査により目標値超過範囲を把握し、井戸の調査を終了。
73井戸（計３回）中、目標値超過14 井戸（宇土市４、宇城市10）→約70～660ng/L（速報）

・最終処分場により近い周辺井戸での目標値超過はなく、また、イオン成分分析等の結果、処分場の浸出水とは水質が大きく異なるため、浸出水の漏洩によるものではないと判断された。

①②ともに周辺環境（地下水、河川）への影響は見られなかった。

⇒原因究明に向けた取組を継続。

経済環境常任委員会報告資料③

第６次熊本県食の安全安心推進計画の策定について

令和７年（2025 年）３月 14 日
くらしの安全推進課

１　趣旨

本計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 15 年に定めた「くまもと食の安全安心のための基本方針」を踏まえ、「食の安全安心推進条例」（平成 17 年４月施行）に基づき策定するもので、平成 18 年に「第１次熊本県食の安全安心推進計画」を策定し、以降四度の改訂を行ってきた。

今般、「第５次熊本県食の安全安心推進計画（令和３年度～令和６年度）」が終期を迎えることから、これまでの取組で得た成果や課題を踏まえ、新たに「第６次熊本県食の安全安心推進計画」を策定する。

２　計画期間

４年間（令和７年度～令和 10 年度）

３　計画の概要

（１）改定のポイント

現在の計画の内容を継続しつつ、第５次計画期間中に生じた課題やくまもと新時代共創総合戦略を踏まえ、今後取り組んでいく具体的施策の追加修正等を行った。

主な追加内容としては、ポータルサイトを整備・運営して食の安全安心に係る情報の収集及び発信に取組むとともに、食品の偽装根絶のため巡回調査を強化し、あさりを始めとした農林水産物の適正表示を推進する。

（２）施策の体系（※詳細は裏面参照）

食の安全・安心の確保に関する基本的施策は、次のとおり。

①生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
②正確で分かりやすい情報の提供
③関係者の相互理解と信頼関係の確立
④食の安全安心確保のための体制の充実

（３）進行管理等

本計画を着実に推進していくため、毎年度、熊本県食の安全対策会議（知事、副知事及び関係部局長により構成）及びくまもと食の安全安心県民会議（会長：有薗熊本大学特任教授、関係団体等で構成）において、関係施策の進捗状況等を確認し、計画の進行管理を行う。

第６次熊本県食の安全安心推進計画の施策の体系

１　生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

食品関連事業者による自主的な取組を促進するとともに、食品の監視指導を充実し、食品の生産から消費に至る各段階での食の安全性を確保する。

（１）生産段階における安全性の確保

（２）製造・加工段階における安全性の確保

（３）流通・販売段階における安全性の確保

（４）消費段階における安全性の確保

２　正確で分かりやすい情報の提供

消費者が自らの判断で適切に食品を選択できるよう、食品関連事業者による適正な食品表示を進めるとともに、消費者に対し、食品関連事業者が保有する食の安全性に関する情報や県の施策等について、正確で分かりやすい情報を提供する。

（１）適正な食品表示の推進

（２）的確な情報収集・提供の推進

３　関係者の相互理解と信頼関係の確立

食品関連事業者と消費者が、相互に理解し信頼関係を築くことが食に対する安心感につながるため、県はもとより、食品関連事業者や消費者等の関係者が連携してリスクコミュニケーションを推進し、協働した取組を進める。

（１）リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進

（２）消費者等の意見の反映

（３）食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成

（４）食の安全安心確保のための取組等に関する情報発信

４　食の安全安心確保のための体制の充実

県庁内関係部局や関係機関との連携の強化や、食品検査体制の充実、専門的な知識を備えた人材の育成、食の安全安心確保のための研究開発・普及など、具体的な取組を進めるために必要な基盤の強化を図る。

（１）食の安全安心確保のための取組の総合的推進

（２）食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成

（３）食の安全安心確保のための技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持

（４）食に関する問題発生時の対応

（５）大規模災害等発生時の食の安全安心の確保

経済環境常任委員会報告資料④

「熊本県人権教育・啓発基本計画」の第５次改定について

令和７年（２０２５年）３月１４日議会
人権同和政策課

１　熊本県人権教育・啓発基本計画について

本計画は、平成１２年（２０００年）に制定された「人権教育・啓発推進法」を踏まえ、本県における人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めるため、平成１６年（２００４年）に策定した。第4次改定版の計画期間は、県の総合戦略等を踏まえて改定を行うため１年延長しており、令和２年度（２０２０年度）から令和６年度（２０２４年度）までとしている。

２　改定の方向性

（1）全体の構成は、計画の継続性の観点から現計画（第４次改定版）に準じた。
（2）第４次改定以降の社会情勢の変化に伴い、人権の重要課題の項目等を見直した。

◆「性的指向・性自認に関する人権」

第４次改定版で「様々な人権課題」の一つとしていた「性的指向・性自認に関する人権」を、個別の重要課題として取り上げ、施策等を明示した。

◆「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権」

「様々な人権課題」の一つとして新たに追加した。

＜人権の重要課題の項目＞

第４次改定（令和２年１２月）	第５次改定　（令和７年４月予定）
①女性の人権	①女性の人権
②子どもの人権	②こどもの人権
③高齢者の人権	③高齢者の人権
④障がい者の人権	④障がい者の人権
⑤同和問題（部落差別）	⑤部落差別（同和問題）
⑥外国人の人権	⑥外国人の人権
⑦水俣病をめぐる人権	⑦水俣病をめぐる人権
⑧ハンセン病回復者及びその家族の人権	⑧ハンセン病回復者及びその家族の人権
⑨感染症・難病等をめぐる人権	⑨感染症・難病等をめぐる人権
⑩犯罪被害者等の人権	⑩犯罪被害者等の人権
⑪拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	⑪拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害
⑫災害と人権	⑫災害と人権
⑬インターネットによる人権侵害	⑬インターネットによる人権侵害
	⑭性的指向・性自認に関する人権
様々な人権課題 （ア）ハラスメント （イ）性的指向・性自認に関する人権 （ウ）アイヌの人々の人権 （エ）ホームレスの人権 （オ）刑を終えて出所した人等の人権 （カ）新たな人権課題等	様々な人権課題 （ア）ハラスメント （イ）アイヌの人々の人権 （ウ）ホームレスの人権 （エ）刑を終えて出所した人等の人権 （オ）旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権 （カ）新たな人権課題等

(3) 基本理念を**「一緒につくろう！一人一人を大切にする熊本」**という短く覚えやすい言葉で表した。

(4) 今年度実施した「人権に関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）の結果を盛り込み、県民の人権意識の変化や各人権課題での問題点等を記載した。

3 「第４章 人権の重要課題と取組の方向性」における主な変更点

(1) こどもの人権

「こどもまんなか熊本」の実現に向け、こども・若者、子育て世帯を社会全体で支える取組を充実させることについて記載した。

(2) 部落差別（同和問題）

県民意識調査で「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を「知らない」との回答が42%であったことなどを踏まえ、人権教育・啓発を推進していくことについて記載した。

(3) インターネットによる人権侵害

SNS 等を運営する大手事業者に投稿の削除を申請する窓口の整備を義務付けることなどを盛り込んだ「情報流通プラットフォーム対処法」について追記した。

また、県民意識調査の結果で「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」への懸念が多く挙げられていたことを踏まえ、国や関係機関等との連携を一層進め、人権侵害防止に向けて取り組んでいくことを記載した。

(4) 性的指向・性自認に関する人権

「LGBT理解増進法」の施行や、主な施策として「性の多様性に関する理解と認識を深めるための啓発・研修」「相談体制等の充実」に取り組んでいくことを記載した。

(5) 様々な人権課題「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権」

旧優生保護法をめぐる経緯や、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」を踏まえた対応等について記載した。

4 計画期間

令和７年度（２０２５年度）から令和１０年度（２０２８年度）までの４年間

5 改定のスケジュール

令和６年(２０２４年)５月	熊本県人権教育・啓発推進本部幹事会 ※11月と合わせ2回開催
７月	熊本県人権施策・啓発推進委員会（有識者等） ※10月、11月、令和7年(2025年)3月と合わせ４回開催
１２月	熊本県人権教育・啓発推進本部
１２月	パブリック・コメント＜３０日間＞
令和７年(２０２５年)３月	県議会経済環境常任委員会報告

熊本県人権教育・啓発基本計画【第５次改定版】（案）

※ 平成16年（2004年）3月策定、平成20年(2008年）3月第１次改定、平成24年(2012年）3月第２次改定、
平成28年（2016年）1月第３次改定、令和２年（2020年）12月第４次改定

はじめに

人権とは
人権をめぐる動き

第1章　基本計画の位置づけ

本計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、地方公共団体として行う人権教育・啓発の方向性を示す「熊本県の人権施策に関する『羅針盤』」

計画の趣旨

① 人権をめぐる現状を明らかにすること
② 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと
③ 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

計画期間　令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）までの4年間

第2章　基本理念

「一緒につくろう！一人一人を大切にする熊本」

本計画における人権教育・啓発は、全ての県民を対象とし、あらゆる場や機会を捉えて行います。
- 自分や他の人々の尊厳に気づく
- 多様性を容認する「共生の心」を育む
- 物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動できる

このような視点を持った社会の担い手を育成することにより、「一人一人を大切にする熊本」の実現を目指します。

第3章　人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育
県民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組みます。

人権啓発
広報啓発等を取り組むに当たり、自主性を最大限に尊重し、県民の間に多様な意見があることを理解した上で、異なる意見にも寛容で自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

人材の育成・研修
公務員、保健・医療・福祉、マスメディア関係者等の人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発を進めます。また、ハラスメント防止や公正な採用選考が行われるよう、企業等における人権研修、啓発の取組等を支援します。

各種資料・情報の収集及び提供
県民が人権学習の機会を増やせるよう、資料の貸出しや閲覧場所の提供など、必要な支援を行います。市町村等の関係機関と連携して最新の情報収集に努めるとともに、民間団体、県民等への適切な情報提供をそれぞれ効果的に行います。

相談体制の充実
県の人権センターにおいて、様々な人権相談を受けて、相談者の方と一緒に解決方法を考えるとともに、相談の内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図ります。

人権同和政策課

第4章　人権の重要課題と取組の方向性

人権の重要課題	主な施策
女性の人権	① 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消 ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめとした支援 ③ 仕事と家庭・地域生活の両立支援 ④ 性と生殖に関する健康・権利の尊重
こどもの人権	① こどもの人権を尊重する教育・啓発活動 ② 児童虐待への対応 ③ いじめや不登校等への対策 ④ こども・若者、子育て世帯を社会全体で支える取組の充実
高齢者の人権	① 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発 ② 認知症施策、虐待への対応 ③ 自立した高齢期を送ることができる環境づくり ④ 高齢者が元気で活躍する社会の実現に向けた取組
障がい者の人権	① 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発 ② 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及 ③ 特別支援教育の充実
部落差別（同和問題）	① 部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発の推進 ② 差別事象の早期解決と再発防止 ③ 公正採用選考の推進 ④ 隣保館活動の支援 ⑤ 相談機能の強化
外国人の人権	① 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進 ② 多文化共生の地域づくり
水俣病をめぐる人権	① 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発 ② 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実
ハンセン病回復者及びその家族の人権	① ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発 ② 地域社会との共生への支援
感染症・難病等をめぐる人権	① 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等 ② 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実
犯罪被害者等の人権	① 犯罪被害者等への情報提供や相談対応・支援体制の充実 ② 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	① 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発 ② 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育
災害と人権	① 災害時要配慮者への支援体制の充実 ② 防災教育・啓発の推進
インターネットによる人権侵害	① 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発 ② インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組
性的指向・性自認に関する人権	① 性の多様性に関する理解と認識を深めるための啓発・研修 ② 相談体制等の充実
様々な人権課題 （ア） ハラスメント （イ） アイヌの人々の人権 （ウ） ホームレスの人権 （エ） 刑を終えて出所した人等の人権 （オ） 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権　（カ） 新たな人権課題等	

第5章　推進体制等について

国

熊本県人権施策・啓発推進委員会　（有識者等）
知事が委嘱する14人以内の委員

県　熊本県人権センター

市町村

熊本県人権教育・啓発推進本部
本　部　本部長：知事　副本部長：副知事　本部員：各部局長等
幹事会　代表幹事：人権同和政策課長　幹事：関係課長

熊本県人権啓発活動ネットワーク協議会
構成：熊本地方法務局（事務局）、熊本県、熊本市、熊本県人権擁護委員連合会

熊本県人権啓発推進協議会　（産学官等）
会長：副知事
構成：行政、議会、産業経済、厚生福祉、学校、報道等の56団体

計画のフォローアップ
毎年度、それぞれの重要課題に掲げる施策に関連する事業の実施状況を把握し、点検や課題の整理を行います。また、有識者からなる「熊本県人権施策・啓発推進委員会」において、計画の推進状況を報告し、当委員会の意見を以後の人権教育・啓発の施策に反映させます。

くまもとサイエンスパーク推進ビジョンの策定について

経済環境常任委員会報告資料⑤

令和７年（２０２５年）３月１４日
商工労働部　企業立地課

これまでの取組状況等

○ ＴＳＭＣの進出といった新たな環境変化をチャンスと捉え、空港周辺地域の活性化に向けて、令和５年度に「新大空港構想」を策定。

○ 新大空港構想の柱の１つに掲げる「産業集積・産業力強化」を実現するため、令和６年４月に「熊本県産業集積・産業力強化検討会議」を立ち上げ、半導体企業や周辺市町、有識者を委員とし、意見交換を実施。

○ 検討会議の事務局は、公募を経て三井不動産※に委託。

※ 三井不動産は台湾で工業技術研究院（ＩＴＲＩ）や陽明交通大学とＭＯＵを締結するなど、九州におけるサイエンスパーク実現に向けて活動中。

- 台湾のサイエンスパークの概要
- 台湾のサイエンスパーク管理局の役割
- 熊本における方向性
  （サイエンスパークに必要な機能を、
  複数の拠点で分担・連携）
- 産業集積や生活環境充実を担える拠点整備
- 理想的な産学連携・人材育成の在り方
- 交通をはじめとする関連インフラの充実
- 農業や環境への配慮
- 国家戦略特区の活用
- 将来的な展望

など

今後の予定

○ くまもとサイエンスパークの推進ビジョンを３月末までに策定・公表する方向で調整中。

経済環境常任委員会報告資料⑥

新規工業用水道事業の進捗状況について

令和7年(2025年)3月14日

企業局

熊本県企業局
水の恵みを地域の力に

1　新規工業用水道事業について

（１）新規工業用水道事業の位置付け

県の地下水保全３原則の一つ「他の水源利用の推進」としての取組み

①地下水取水量の削減

節水や水の再生などにより、取水する地下水量自体を減らす必要がある。
県では、地下水の許可にあたり、取水する事業者に水の循環・再生利用などの取組みを求めている。

②他の水源利用の推進

産業で使用する水を地下水だけに頼らず、他の水源を活用することを検討。
有明工業用水道の未利用水活用による半導体関連企業への工業用水供給に向けた取組みを進めている。

③地下水涵養の更なる推進

○ 地下水涵養指針の見直し（地下水採取量の１割の涵養　⇒　見合う量(10割)の涵養に地下水涵養指針を改正）
○ 新たな地下水涵養方法の検討（冬季湛水等による湛水期間の拡大等）

（２）新規工業用水道の運営手法

施設整備後の運営には、水分野の公共施設を対象とした新しい官民連携方式である ウォーターＰＰＰを導入

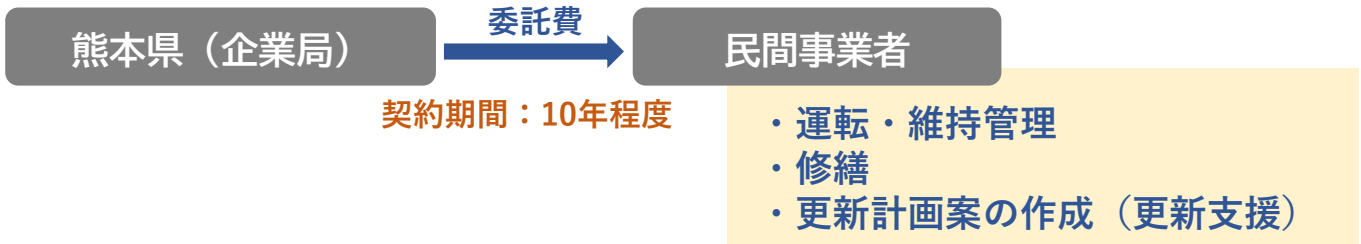

2　整備イメージ

竜門ダム
有明工業用水道
（荒尾市）
（長洲町）
上の原浄水場
白石頭首工
菊池川
新規工業用水道
農業用パイプライン利用
パイプラインから分岐
浄水場
半導体関連企業集積エリア
玉名郡
和水町
山鹿市
菊池市
玉名市
菊池平野
玉東町
北区
合志市
熊本市
菊池郡
大津町
菊陽町

3　整備内容等

整備内容	
1　事業費	約150億円(うち国費約60億円)
2　給水開始（目標）	令和9年度(2027年度)中
3　主な施設	○浄水場 ・敷地面積 約3ha ○配水池(貯水機能含む) ○管路 ・延長 約15km ・管径 450mm程度
4　供給水量（想定）	日量最大12,000㎥程度 （当面、日量6,000㎥の送水から始め、段階的に最大量まで引上げ）
5　給水単価	未定

配管ルート(予定)

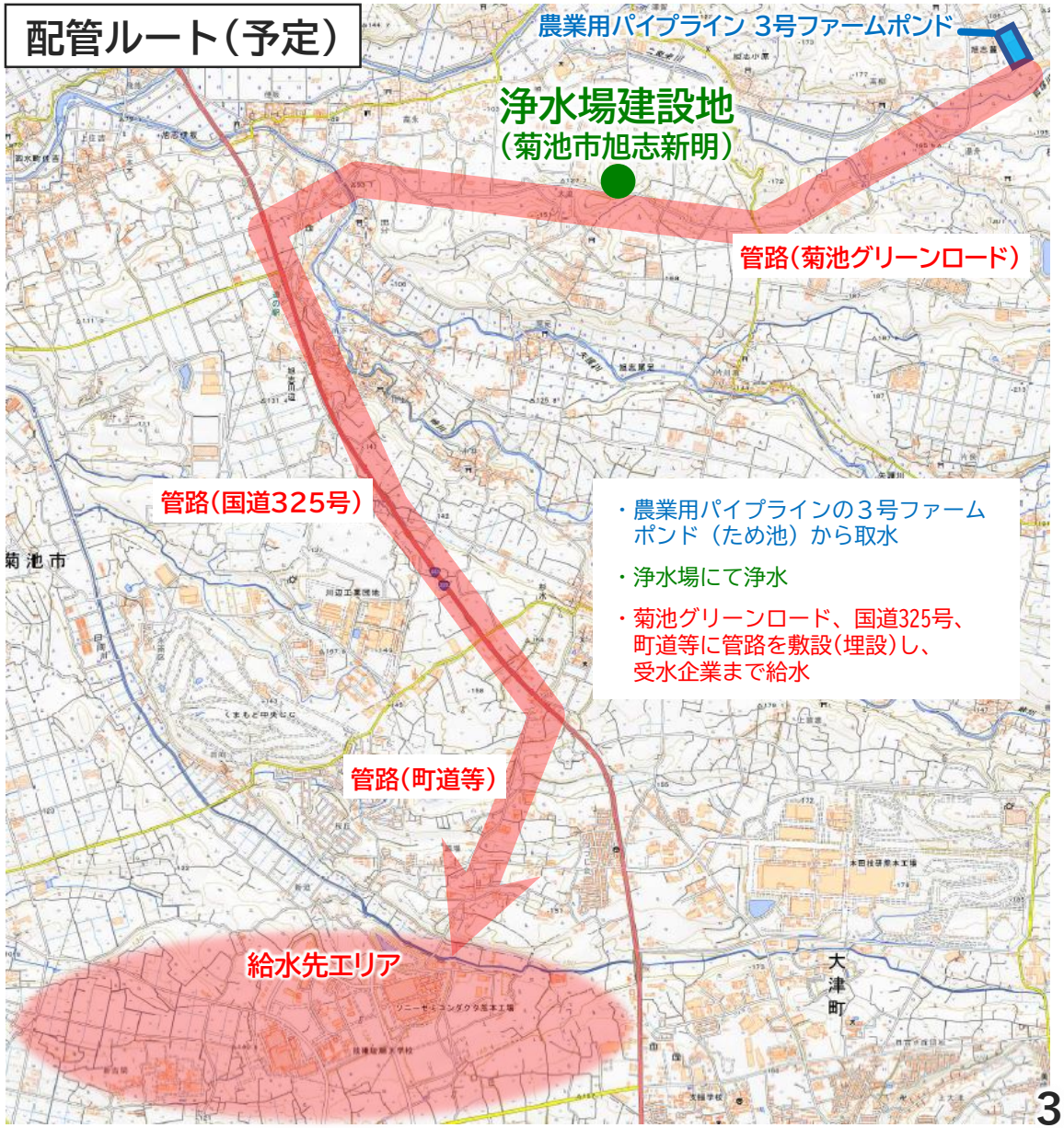

4　整備等スケジュール（予定）
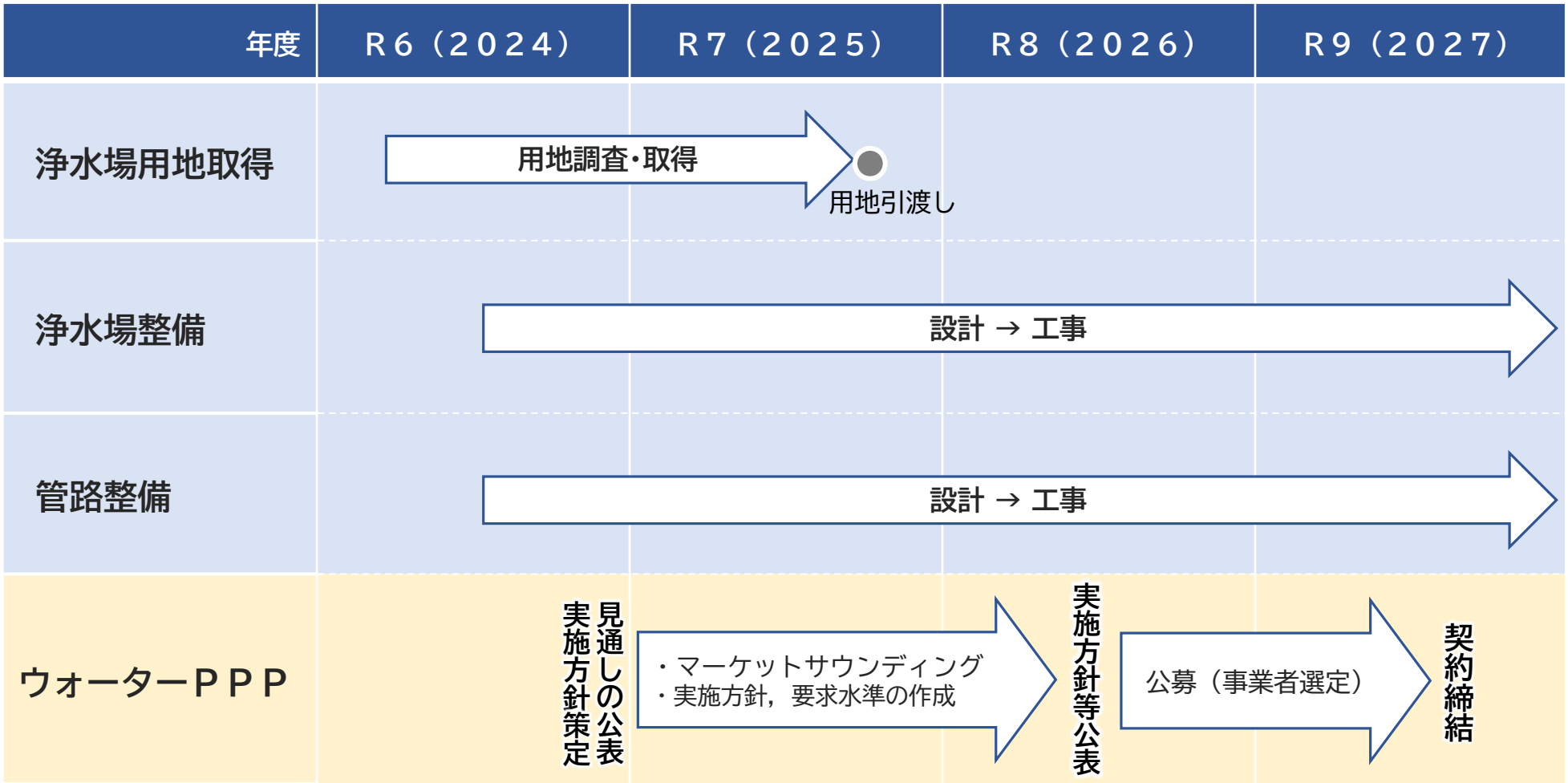
- ▶Ｒ６年(２０２４年)３月　　農業用パイプラインの使用に係る土地改良区との合意
- ▶Ｒ６年(２０２４年)８月　　浄水場建設等に係る基本設計着手
- ▶Ｒ７年(２０２５年)３月　　浄水場建設用地取得契約